

本資料は、サンプルです。
資料全体（9ページ）のうち、
見本として3ページ表示しています。

共同研究契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇製薬株式会社（以下「乙」という）は、「レジストリ構築に関する主たる研究の研究課題名」のデータを用いた〇〇〇〇の有効性検討を共同で行うにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本研究において、以下の用語は次の定義に従う。

- (1) 「本研究」とは、「レジストリ構築に関する主たる研究の研究課題名」のデータを用いた〇〇〇〇の有効性検討をいう。
- (2) 「技術情報」とは、甲又は乙が保有し、かつ自らが正当な使用権限を有する技術資料、図面、ノウハウ、その他技術的、財産的価値を有する情報をいう。但し、第17条第1項各号に該当するものは除く。
- (3) 「研究成果」とは、本研究の実施の過程で発明、考案、意匠の創作、著作物、ノウハウ等の技術的成果物のうち、第11条に基づき書面により確認されたものをいう。
- (4) 「知的財産権」とは、研究成果に係る知的財産権を取得する権利、及びこれに基づき得られる知的財産権をいう。
- (5) 「機密情報」とは、本研究の遂行課程において第6条に基づき相手方より開示を受けた技術情報及び既存特許等に関する機密情報、相手方に単独又は相手方との共有に帰属する研究成果及び知的財産権、第16条に規定する装置、並びに本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上の一切の機密事項をいう。
- (6) 「開示者」とは、機密情報を開示した者をいう。
- (7) 「受領者」とは、機密情報を受領した者をいう。
- (8) 「研究担当者」とは、本研究に従事する甲又は乙に属する別表1に掲げる者をいう。
- (9) 「研究臨床データ」とは、甲にて「レジストリ構築に関する主たる研究の研究課題名」において収集された臨床研究データをいう。
- (10) 「レジストリ解析データ」とは、研究臨床データの乙における解析により得られるデータであって、研究臨床データの生データを含まないものを意味する。

第2条（目的）

甲及び乙は、第19条第1項に定める本契約の有効期間中、各自が所有する技術を基に、協力して本研究を行うものとする。

第3条（研究分担及び研究担当者）

本研究の業務分担及び研究担当者は、別表第1の通りとする。

2. 前項に定める以外に本研究に必要な研究義務が生じた場合は、その分担につき、適宜、甲乙協議の上、定めるものとする。
3. 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方から書面による同意を得るものとする。
4. 甲は、乙の研究担当者のうち、甲の施設において本研究に従事させる者を、共同研究員として受け入れるものとする。

第4条（研究経費の負担及び支払）

乙は、本研究の研究経費 金XX,XXX,XXX円（消費税及び地方消費税別途）を負担するものとする。

2. 乙は、前項に記載の研究経費を、甲が発行する請求書に基づき、当該請求書に記載された納付期限までに支払わなければならない。
3. 乙は、所定の期限内に研究経費を支払わないときは、遅延日数に応じ、未払い代金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和42年法律第256号）第8条の規定による割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。
4. 乙は、乙が前項に規定する遅延損害金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該甲の指定する期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、未払い代金額につき年3パーセントの割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。

第5条（本研究の実施）

乙及びは、ヘルシンキ宣言の精神に基づく倫理的原則、個人情報保護に関する法律、本契約及び本研究に関する法令並びに甲及び乙の倫理審査委員会で認められた研究計画書を遵守する。また、甲及び乙は、本研究を遂行するにあたり、事前に、本研究の内容について、自己の倫理審査委員会からの承認を得るものとし、相互に相手方当事者の倫理審査委員会の承認通知を確認するものとする。本研究の変更その他の事由により両者又はいずれかの倫理審査委員会での承認内容に変更があったときも同様とする。

第6条（情報提供）

甲及び乙は、本研究の遂行のために必要な範囲で、各自が保有する技術情報を相互に開示する。

2. 前項に基づき相手方より開示を受けた技術情報の取扱いについては、第16条及び第17条の規定に従うものとする。

第7条（研究臨床データの提供）

甲は、研究臨床データを、本契約締結後に、乙に提供する。

2. 研究臨床データの引渡しのために要する送料等の費用並びに、研究臨床データの引き渡した後の管理費用等については、乙が負担する。

第8条（研究臨床データの取扱い）

研究臨床データは、関連する法令及び指針等（以下「法令等」という）によって認められる範囲で、かつ、それらで定められた条件を遵守して取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、乙がその手続きを行わなければならない。

2. 乙は、提供された研究臨床データの複製、改変等（以下「複製等」という）については、本研究を実施するに際し、必要最小限の範囲でのみ行うことができる。複製等がなされた研究臨床データは、研究臨床データとみなし、乙は、これを適切に管理しなければならない。
3. 乙は、研究臨床データを本研究の目的のみに使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
4. 乙は、研究臨床データを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、第三者（第10条に基づき、乙が自己の分担業務の一部を委託した第三者を除く。）に利用させてはならない。
5. 乙は本研究終了後、遅滞なく、研究臨床データを廃棄し、その廃棄した証明を甲に書面にて報告するものとする。
6. 乙における研究臨床データの取扱いの結果生じるいかなる事象に関しても、乙は甲に対し一切の損害賠償等を請求しない。

第9条（進捗報告）

甲及び乙は、本研究の円滑な遂行をはかるため、定期的に会合を開催し、本研究の進捗状況の報告を行うものとする。

第10条（第三者への委託）

甲及び乙は、第3条に定める自己の分担業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得るものとする。

2. 前項の場合、自己の分担業務の一部または全部を第三者に委託することとなった甲又は乙は、当該第三者に対し、本契約の内容を遵守させるための措置をとるものとし、その義務の履行につき責任を負う。

第11条（研究成果の提出）

甲及び乙は、第3条に定める自己の分担業務を遂行する過程で研究成果が得られた場合は、研究成果を書面により相手方に提出するものとする。

2. 甲又は乙は、本研究を完了した場合、甲乙協議の上、研究成果を取りまとめて書面により確認するものとする。